

経済産業省

貿易局第 号
輸出注意事項 第 号
輸入注意事項 第 号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和 年 月 日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」
の一部改正について

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和 年 月 日から施行する。

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）

改正後	現行
<p>1～11 (略)</p> <p><u>12 1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書</u> <u>アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、バルバドス、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国（香港を含み、マカオを除く。）、コンゴ共和国、クロアチア、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、グアテマラ、ガイアナ、アイスランド、イラン、イラク、アイルランド、イタリア、ケニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マーシャル、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、大韓民国、セントクリストファー・ネイビス、サウジアラビア、シエラレオネ、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、スイス、トンガ、トリニダード・トバゴ、英国、ウルグアイ、バヌアツ、イエメン</u></p>	<p>1～11 (略)</p> <p>(新設)</p>